

修正後				修正前																																			
<p>②各種広報の実施、企画イベントの開催</p> <p>ア 条例の解説、簡単な手話表現等を掲載したパンフレット等印刷物の作成・配布、テレビ・新聞など各種広報媒体の活用により、手話を普及させるための効果的な広報に取り組みます。</p> <p>イ 手話や要約筆記など、様々な聴覚障害者等とのコミュニケーション方法に触れ、聴覚障害者等と交流することができる普及啓発イベントの開催に取り組みます。</p> <p>ウ 令和6年4月1日から施行される「改正障害者差別解消法」に基づき、<u>県内事業者</u>における合理的配慮についてのパンフレット等印刷物の作成・配布、イベント等による普及・啓発を図ります。</p> <p><所管：子ども生活福祉部障害福祉課> （計画期間：3年間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する広報活動の実施</td> <td colspan="3">効果的な広報活動の検討・実施</td> </tr> <tr> <td>手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する企画イベントの開催</td> <td colspan="3">効果的な普及啓発イベントの企画・開催</td> </tr> <tr> <td>県内事業者における合理的配慮の普及・啓発</td> <td colspan="3">合理的配慮についてのパンフレット等印刷物の作成・配布、イベント等による普及・啓発</td> </tr> </tbody> </table>				区分	R6	R7	R8	手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する広報活動の実施	効果的な広報活動の検討・実施			手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する企画イベントの開催	効果的な普及啓発イベントの企画・開催			県内事業者における合理的配慮の普及・啓発	合理的配慮についてのパンフレット等印刷物の作成・配布、イベント等による普及・啓発			<p>②各種広報の実施、企画イベントの開催</p> <p>ア 条例の解説、簡単な手話表現等を掲載したパンフレット等印刷物の作成・配布、テレビ・新聞など各種広報媒体の活用により、手話を普及させるための効果的な広報に取り組みます。</p> <p>イ 手話や要約筆記など、様々な聴覚障害者等とのコミュニケーション方法に触れ、聴覚障害者等と交流することができる普及啓発イベントの開催に取り組みます。</p> <p>ウ 令和6年4月1日から施行される「改正障害者差別解消法」に基づき、<u>県内事業所</u>における合理的配慮についての普及・啓発を図ります。</p> <p><所管：子ども生活福祉部障害福祉課> （計画期間：3年間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する広報活動の実施</td> <td colspan="3">効果的な広報活動の検討・実施</td> </tr> <tr> <td>手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する企画イベントの開催</td> <td colspan="3">効果的な普及啓発イベントの企画・開催</td> </tr> <tr> <td>県内事業所における合理的配慮の普及・啓発</td> <td colspan="3">合理的配慮についての普及・啓発</td> </tr> </tbody> </table>				区分	R6	R7	R8	手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する広報活動の実施	効果的な広報活動の検討・実施			手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する企画イベントの開催	効果的な普及啓発イベントの企画・開催			県内事業所における合理的配慮の普及・啓発	合理的配慮についての普及・啓発		
区分	R6	R7	R8																																				
手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する広報活動の実施	効果的な広報活動の検討・実施																																						
手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する企画イベントの開催	効果的な普及啓発イベントの企画・開催																																						
県内事業者における合理的配慮の普及・啓発	合理的配慮についてのパンフレット等印刷物の作成・配布、イベント等による普及・啓発																																						
区分	R6	R7	R8																																				
手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する広報活動の実施	効果的な広報活動の検討・実施																																						
手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する企画イベントの開催	効果的な普及啓発イベントの企画・開催																																						
県内事業所における合理的配慮の普及・啓発	合理的配慮についての普及・啓発																																						
<p>③手話を学習する機会の提供</p> <p>ア 県民(手話初心者)向け手話講座を開催し、多くの県民に対して手話を学習する機会を提供します。</p> <p>イ 地域で継続して手話を学ぶとともに、聴覚障害者等と交流することができる機会等を提供していくため、県内各地域における手話サークル活動状況を県ホームページに掲載します。</p> <p><所管：子ども生活福祉部障害福祉課> （計画期間：3年間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民向け手話講座の開催</td> <td colspan="3">講座の企画・開催</td> </tr> <tr> <td>県ホームページへ、県内手話サークル活動状況の掲載</td> <td colspan="3">活動状況の掲載</td> </tr> </tbody> </table>				区分	R6	R7	R8	県民向け手話講座の開催	講座の企画・開催			県ホームページへ、県内手話サークル活動状況の掲載	活動状況の掲載			<p>③手話を学習する機会の提供</p> <p>ア 県民(手話初心者)向け手話講座を開催し、多くの県民に対して手話を学習する機会を提供します。</p> <p>イ 地域で継続して手話を学ぶとともに、聴覚障害者等と交流することができる機会等を提供していくため、県内各地域における手話サークル活動状況を県ホームページに掲載します。</p> <p><所管：子ども生活福祉部障害福祉課> （計画期間：3年間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民向け手話講座の開催</td> <td colspan="3">講座の企画・開催</td> </tr> <tr> <td>県ホームページへ、県内手話サークル活動状況の掲載</td> <td colspan="3">活動状況の掲載</td> </tr> </tbody> </table>				区分	R6	R7	R8	県民向け手話講座の開催	講座の企画・開催			県ホームページへ、県内手話サークル活動状況の掲載	活動状況の掲載										
区分	R6	R7	R8																																				
県民向け手話講座の開催	講座の企画・開催																																						
県ホームページへ、県内手話サークル活動状況の掲載	活動状況の掲載																																						
区分	R6	R7	R8																																				
県民向け手話講座の開催	講座の企画・開催																																						
県ホームページへ、県内手話サークル活動状況の掲載	活動状況の掲載																																						

修正後				修正前																											
<p>③ ICT技術を活用した情報提供の推進 国におけるデジタル社会実現に向けた取組を踏まえ、ICT（情報通信技術）を活用した情報提供の推進を図るとともに、情報のバリアフリー化の推進に努めます。 <所管：子ども生活福祉部障害福祉課>（計画期間：3年間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県ホームページ等へのICT技術活用情報の掲載</td> <td colspan="3">ICT技術活用情報の掲載</td> </tr> </tbody> </table> <p>④災害時等における適切な情報伝達体制の整備促進 沖縄県意思疎通支援担当者連絡会等を活用して、市町村に対して、災害時等における聴覚障害者等への情報伝達方法等の課題や取組（事例）の情報共有等を行い、適切な情報伝達体制の整備促進を図る。 <所管：子ども生活福祉部障害福祉課>（計画期間：3年間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時等における適切な情報伝達体制の整備促進</td> <td colspan="3">各市町村における課題や取組（事例）の情報共有等</td> </tr> </tbody> </table>				区分	R6	R7	R8	県ホームページ等へのICT技術活用情報の掲載	ICT技術活用情報の掲載			区分	R6	R7	R8	災害時等における適切な情報伝達体制の整備促進	各市町村における課題や取組（事例）の情報共有等			<p>③ ICT技術を活用した情報提供の推進 国におけるデジタル社会実現に向けた取組を踏まえ、ICT（情報通信技術）を活用した情報提供の推進を図るとともに、情報のバリアフリー化の推進に努めます。 <所管：子ども生活福祉部障害福祉課>（計画期間：3年間）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICT技術を活用した情報提供の推進</td> <td colspan="3">ICT技術の活用</td> </tr> </tbody> </table>				区分	R6	R7	R8	ICT技術を活用した情報提供の推進	ICT技術の活用		
区分	R6	R7	R8																												
県ホームページ等へのICT技術活用情報の掲載	ICT技術活用情報の掲載																														
区分	R6	R7	R8																												
災害時等における適切な情報伝達体制の整備促進	各市町村における課題や取組（事例）の情報共有等																														
区分	R6	R7	R8																												
ICT技術を活用した情報提供の推進	ICT技術の活用																														

修正後

修正前

第6章 各施策の取組工程

手話の普及に関する施策を進めていくに当たって、各施策の段階・順序を示します。

施策体系	所管	第3期計画ロードマップ		
		R6	R7	R8
1 手話や聴覚障害者等に対する理解促進				
(1)県民が、手話や聴覚障害者等に対する理解を深め、役割を十分に果たすことができるよう啓発を図るとともに、手話を普及する取組の推進に努めます。				
①「手話推進の日(毎月第3木曜日)」の取組				
・県民の手話に対する関心と理解を深める取組	子ども生活福祉部 障害福祉課	県ホームページを通じて簡単な手話表現を紹介する取組等の実施		
・「手話推進の日」認知度向上に向けた取組	子ども生活福祉部 障害福祉課	認知度向上に向けた取組の検討・実施		
②各種広報の実施、企画イベントの開催				
・手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する広報活動の実施	子ども生活福祉部 障害福祉課	効果的な広報活動の検討・実施		
・手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する企画イベントの開催	子ども生活福祉部 障害福祉課	効果的な普及啓発イベントの企画・開催		
・県内事業者における合理的配慮の普及・啓発	子ども生活福祉部 障害福祉課	合理的配慮についてのパンフレット等印刷物の作成・配布、イベント等による普及・啓発		
③手話を学習する機会の提供				
・県民向け手話講座の開催	子ども生活福祉部 障害福祉課	講座の企画・開催		
・県ホームページへ、県内手話サークル活動状況の掲載	子ども生活福祉部 障害福祉課	活動状況の掲載		
④県職員に対する聴覚障害への理解促進				
・県職員向け研修の開催	子ども生活福祉部 障害福祉課	合理的配慮や手話言語条例に関する研修		
(2)学校教育における手話の普及のための取組への支援に努めます。				
①幼児、児童及び生徒に対する手話や聴覚障害者等に対する理解促進				
・県内学校への普及啓発	教育庁 県立学校教育課 義務教育課	普及啓発パンフレット配布、学校の取組紹介等		
②聴覚障害等及びその保護者に対し手話を学習する機会の提供				
・保護者手話講習会等の実施	教育庁 県立学校教育課	講習会の企画・開催		

第6章 各施策の取組工程

手話の普及に関する施策を進めていくに当たって、各施策の段階・順序を示します。

施策体系	所管	第3期計画ロードマップ		
		R6	R7	R8
1 手話や聴覚障害者等に対する理解促進				
(1)県民が、手話や聴覚障害者等に対する理解を深め、役割を十分に果たすことができるよう啓発を図るとともに、手話を普及する取組の推進に努めます。				
①「手話推進の日(毎月第3木曜日)」の取組				
・県民の手話に対する関心と理解を深める取組	子ども生活福祉部	県ホームページを通じて簡単な手話表現を紹介する取組等の実施		
・「手話推進の日」認知度向上に向けた取組	子ども生活福祉部	認知度向上に向けた取組の検討・実施		
②各種広報の実施、企画イベントの開催				
・手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する広報活動の実施	子ども生活福祉部	効果的な広報活動の検討・実施		
・手話の普及や、聴覚障害者等に対する理解を促進する企画イベントの開催	子ども生活福祉部	効果的な普及啓発イベントの企画・開催		
・県内事業所における合理的配慮の普及・啓発	子ども生活福祉部	合理的配慮についての普及・啓発		
③手話を学習する機会の提供				
・県民向け手話講座の開催	子ども生活福祉部	講座の企画・開催		
・県ホームページへ、県内手話サークル活動状況の掲載	子ども生活福祉部	活動状況の掲載		
④県職員に対する聴覚障害への理解促進				
・県職員向け研修の開催	子ども生活福祉部	合理的配慮や手話言語条例に関する研修		
(2)学校教育における手話の普及のための取組への支援に努めます。				
①幼児、児童及び生徒に対する手話や聴覚障害者等に対する理解促進				
・県内学校への普及啓発	教育庁	普及啓発パンフレット配布、学校の取組紹介等		
②聴覚障害等及びその保護者に対し手話を学習する機会の提供				
・保護者手話講習会等の実施	教育庁	講習会の企画・開催		

修正後				修正前					
施策体系	所管	第3期計画ロードマップ			施策体系	所管	第3期計画ロードマップ		
		R6	R7	R8			R6	R7	R8
2 手話を使用しやすい環境づくり				2 手話を使用しやすい環境づくり					
(1)市町村と連携し、計画的に手話通訳者の養成及び資質向上を図るとともに、手話通訳者の設置促進及び派遣体制の整備に努めます。				(1)市町村と連携し、計画的に手話通訳者の養成及び資質向上を図るとともに、手話通訳者の設置促進及び派遣体制の整備に努めます。					
①手話通訳者の養成及び資質向上				①手話通訳者の養成及び資質向上					
・手話通訳者の養成	子ども生活福祉部 障害福祉課	手話通訳者養成研修の開催		・手話通訳者の養成	子ども生活福祉部	手話通訳者養成研修の開催			
・手話通訳者の資質向上	子ども生活福祉部 障害福祉課	手話通訳士養成ステップアップ研修等の開催		・手話通訳者の資質向上	子ども生活福祉部	手話通訳士養成ステップアップ研修等の開催			
・手話通訳者指導者養成の推進	子ども生活福祉部 障害福祉課	手話通訳者養成担当講師連続講座等へ派遣の推進		・手話通訳者指導者養成の推進	子ども生活福祉部	手話通訳者養成担当講師連続講座等へ派遣の推進			
②手話通訳者の設置促進及び派遣体制の整備				②手話通訳者の設置促進及び派遣体制の整備					
・手話通訳者設置に向けた取組の支援	子ども生活福祉部 障害福祉課	市町村に対して具体的な取組(事例)の情報共有等		・手話通訳者設置に向けた取組の支援	子ども生活福祉部	市町村に対して具体的な取組(事例)の情報共有等			
・手話通訳者等派遣事業における実施体制の整備	子ども生活福祉部 障害福祉課	意思疎通支援事業運営委員会の開催		・手話通訳者等派遣事業における実施体制の整備	子ども生活福祉部	意思疎通支援事業運営委員会の開催			
		意思疎通支援担当者連絡会の開催				意思疎通支援担当者連絡会の開催			
		遠隔手話サービスの運営				遠隔手話サービスの運営			
(2)沖縄ろう学校教職員の手話に関する技術の向上に努めます。				(2)沖縄ろう学校教職員の手話に関する技術の向上に努めます。					
①ろう学校内手話研修会の開催				①ろう学校内手話研修会の開催					
・校内手話研修会の開催	教育庁 県立学校教育課	研修会の企画・開催		・校内手話研修会の開催	教育庁	研修会の企画・開催			
(3)手話による情報発信に努めます。				(3)手話による情報発信に努めます。					
①沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援				①沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援					
・沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援	子ども生活福祉部 障害福祉課	運営の支援		・沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援	子ども生活福祉部	運営の支援			
②手話による県政情報等の発信				②手話による県政情報等の発信					
・県政広報番組「うまんちゅひろば」への手話通訳者の配置	知事公室 広報課	手話通訳者の配置		・県政広報番組「うまんちゅひろば」への手話通訳者の配置	知事公室 広報課	手話通訳者の配置			
・知事会見への手話通訳者の配置	知事公室 広報課	手話通訳者の配置		・知事会見への手話通訳者の配置	知事公室 広報課	手話通訳者の配置			
③ICT技術を活用した情報提供の推進				③ICT技術を活用した情報提供の推進					
・県ホームページ等へのICT技術活用情報の掲載	子ども生活福祉部 障害福祉課	ICT技術活用情報の掲載		・ICT技術を活用した情報提供の推進	子ども生活福祉部	ICT技術の活用			
④災害時等における適切な情報伝達体制の整備				④災害時等における適切な情報伝達体制の整備					
・災害時等における適切な情報伝達体制の整備促進	子ども生活福祉部 障害福祉課	各市町村における課題や取組(事例)の情報共有等							

修正後	修正前
<p>ろう者 手話を主として使い、生活を営む聴覚障害者等。</p> <p>盲ろう者 視覚と聴覚に重複して障害がある人。重複して障害があるため、情報入手やコミュニケーション、移動などに様々な困難が生じる。</p> <p>意思疎通支援者 意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する人。 (手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等)</p> <p>手話 独自の語彙及び文法体系を有し、手指の動きや表情などを使って概念や意思を視覚的に表現する言語（視覚言語）。 また、手話には、盲ろう者が使用する触手話や弱視手話を含む。</p> <p>参考</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・触手話 手話に直接触れることで手話を読み取る。 ・弱視手話 視力低下、視野狭窄など、視覚障害の状態に合わせ、話し手との距離や手話の動きを調整することで手話を読み取る。 </div> <p>合理的配慮 「障害者差別解消法」において、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指している。</p> <p>参考</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>「障害者差別解消法」における「事業者」とは 商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者（個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入る）。</p> </div>	<p>ろう者 手話を主として使い、生活を営む聴覚障害者等。</p> <p>盲ろう者 視覚と聴覚に重複して障害がある人。重複して障害があるため、情報入手やコミュニケーション、移動などに様々な困難が生じる。</p> <p>意思疎通支援者 意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する人。 (手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等)</p> <p>手話 独自の語彙及び文法体系を有し、手指の動きや表情などを使って概念や意思を視覚的に表現する言語（視覚言語）。 また、手話には、盲ろう者が使用する触手話や弱視手話を含む。</p> <p>参考</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・触手話 手話に直接触れることで手話を読み取る。 ・弱視手話 視力低下、視野狭窄など、視覚障害の状態に合わせ、話し手との距離や手話の動きを調整することで手話を読み取る。 </div>